

第3次

新城市農業基本計画

(令和4年度▶▶▶令和8年度)



新 城 市

目次

第1章 農業基本計画とは	1
1. 農業基本計画策定の目的	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の期間	
4. 計画に求められる新たな視点「SDGs」との関係	
第2章 農業をめぐる現状と課題	3
1. 農業をめぐる現状	
2. 農業の課題	
3. 第2次計画の基本目標の達成度	
4. 第2次計画の目標達成度についての検証	
第3章 基本計画のめざす方向	12
1. 基本計画のめざす方向	
2. 7つの基本目標	
基本目標 1. 多様な担い手の確保・育成	
基本目標 2. 農業生産の振興	
基本目標 3. 優良農地の確保・保全と土地利用	
基本目標 4. 鳥獣害対策の推進	
基本目標 5. 農業による地域環境の保全	
基本目標 6. 「市産市食」の推進	
基本目標 7. 農業体験・交流型農業の推進	
第4章 基本目標を実現するための施策	21
基本目標 1. 多様な担い手の確保育成に関する施策	
基本施策 1-1. 新規就農者等（就農、帰農、援農）の確保・育成	
基本施策 1-2. 担い手や経営体の育成	
基本施策 1-3. 法人設立の推進・支援	
基本施策 1-4. 集落で営農する体制の推進	
基本施策 1-5. 受託組織の育成・支援	
基本施策 1-6. 女性農業者の確保・育成と参画の推進	
基本施策 1-7. 援農体制の整備	
基本施策 1-8. 農福連携の推進	
基本目標 2. 農業生産の振興に関する施策	
基本施策 2. 共通事項	
基本施策 2-1. 水田農業の振興	
基本施策 2-2. 野菜生産の振興	
基本施策 2-3. 産直野菜の振興	
基本施策 2-4. 永年作物の振興	
基本施策 2-5. 花き・花木生産の振興	
基本施策 2-6. 特産品の生産振興	
基本施策 2-7. 畜産の振興	
基本施策 2-8. 農業の6次産業化の支援	

- 基本目標 3. 優良農地の確保・保全と土地利用に関する施策
 - 基本施策 3-1. 耕作放棄地の解消と発生防止
 - 基本施策 3-2. 計画的な土地利用
 - 基本施策 3-3. 担い手への農地の利用集積、面的集約
 - 基本施策 3-4. 農業用施設の維持管理、修繕等
- 基本目標 4. 鳥獣害対策の推進に関する施策
 - 基本施策 4-1. 地域ぐるみの鳥獣害対策の推進
 - 基本施策 4-2. 有害鳥獣対策の強化
 - 基本施策 4-3. 獣肉活用の推進
- 基本目標 5. 農業による地域環境の保全に関する施策
 - 基本施策 5-1. 持続性の高い循環型農業の推進
 - 基本施策 5-2. 環境保全型農業の推進
 - 基本施策 5-3. 再生可能エネルギー利用の推進
 - 基本施策 5-4. 地域ぐるみの環境保全の推進
- 基本目標 6. 「市産市食」の推進に関する施策
 - 基本施策 6-1. 「市産市食」の仕組みづくり
 - 基本施策 6-2. 食育の推進
 - 基本施策 6-3. 安全で安心な農産物の提供
- 基本目標 7. 農業体験・交流型農業の推進に関する施策
 - 基本施策 7-1. 農業、景観、伝統、文化を活かした地域づくりの推進
 - 基本施策 7-2. 「農」に関する様々な地域情報の発信

第5章 重点項目 43

- 【基本目標1】 新規就農者（就農、帰農、援農）の確保・育成
- 【基本目標2】 新たな高収益産物の研究
- 【基本目標3】 計画的な土地利用

第6章 基本計画の推進体制 46

1. 推進体制
2. 各主体の基本的な役割
3. 進行管理

第7章 資料編 48

1. 担い手の確保・育成のための各種団体の役割
2. SDGs
3. 用語集
4. 統計表
5. 「地域農業の将来に関するアンケート」調査結果
6. 「食育に関するアンケート」調査結果
7. 認定農業者の状況
8. 鳥獣被害

第1章 農業基本計画とは

1. 農業基本計画策定の目的

本市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手の不足、耕作放棄地の増加、鳥獣による農作物への被害など大変厳しい状況にあります。

また、国際化の進展などの社会情勢の変化により、燃料や飼料、肥料などの生産資材の価格も上昇し、農業経営に影響を及ぼしています。

さらに後継者不足により農地の維持が困難な状況に陥り、地域全体の活力の喪失が危惧されます。

農業の役割は食料の供給が第一に挙げられますが、農業による地域活性化も大変重要な役割です。

そのため本市農業の潜在力を最大限発揮することで、農業によって人口の流入を図り、担い手の確保及び地域の雇用を創出し、先人が築き上げてきた産地を維持・拡大していく必要があります。

このような状況のなか、農業分野における施策をより具体化し、農業を産業として持続し振興を図ることを目的として第3次新城市農業基本計画(以下「本計画」という。)を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、平成29年に策定した「第2次新城市農業基本計画」(以下「第2次計画」という。)の考え方を踏襲し、「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」を基本理念とする「第2次新城市総合計画」を上位計画とし、国の「食料・農業・農村基本計画」、県の「食と緑の基本計画2025」を踏まえるとともに、本市の諸計画と連携を図ります。

3. 計画の期間

本計画は第2次計画の計画期間が令和3年度に終了するため、令和4年度からの5年間を計画期間とし、令和8年度を目標年度とします。

4. 計画に求められる新たな視点「SDGs」との関係

SDGs (Sustainable Development Goals の略)とは、「持続可能な開発目標」を指す言葉で、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年までに達成するために掲げた国際目標です。

SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための目標とターゲットから構成されています。このSDGsを達成するための取り組みが、日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたっては、SDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

農業生産活動は、自然界の物質循環を活かしながら行われるため、環境と調和した持続可能な農業を展開することで、SDGsの達成に貢献します。



第2章 農業をめぐる現状と課題

1. 農業をめぐる現状

(1) 地理的条件

本市は、愛知県域の約1割を占める広大な市域(499.23 km²)を有し、その8割以上を森林が占め、農地は約7.0%の約3,470haです。地理的には都市部と山間部との接続部に位置し、新城地区と鳳来地区の平坦部は農地が集積し、作手地区は山間地域にありながら平均550mの標高を活かした農業を行っています。

また、新東名高速道路新城インターチェンジの開通など交通アクセスが整備されたことに伴い、物流の利便性の向上が図られ、また県外からの来訪者も増加していることから、更なる交流人口の増加も期待されます。

(2) 営農形態

本市の営農形態は、水稻の栽培が主体に行われており、認定農業者などの担い手への農地の利用集積を進めています。

一方、畑での大規模な野菜や果樹の生産が少ないのが現状ですが、平坦地(新城地区)や高冷地(作手地区)での地域特性を活かした基幹品目による施設園芸が行われています。

(3) 多様な農畜産物を生産

本市では平坦な地域から山間の地域までの標高差や気候・土壌を活かして、いちご、トマト、ほうれんそう、茶、さといも、小菊、菌床しいたけ、自然薯、柿、梅、イチジク、ブドウ、鉢花など多様な農産物を生産しています。また、畜産では肥育牛、乳用牛、繁殖牛の飼育も行われています。なかでも「八名丸さといも」や「鳳来牛」は、ブランド力向上の取組を進めています。施設園芸では「ほうれんそうの周年栽培」を行っており、市場評価や消費者ニーズも高いことから、安定栽培のための体制づくりによる産地確立を進めています。

(4) 第2種兼業農家や高齢者が支える農業

本市の総農家数に占める第2種兼業農家及び自給的農家の割合は90%を占め、こうした農家によって本市農業は支えられています。年齢構成では、販売農家における65歳以上の高齢者の割合は49%(資料:2020年農林業センサス)で、高齢の農業者が担い手として大きな役割を果たしています。

特に、市内の産直販売施設などに出荷される農産物の多くは、女性や高齢の農業者によって支えられています。

参考:(2015年農林業センサス)

第2種兼業農家及び自給的農家の割合 83%

販売農家における65歳以上割合は 39%

2. 農業の課題

(1) 後継者や担い手不足

令和2年度に市内農地所有者を対象に実施した「地域農業の将来に関するアンケート調査」の中で、「後継者の目処がつかない」という回答が非常に多く、後継者のいない状況が見て取れます。また、担い手の高齢化も進んでいることから、近い将来に不安を感じる一因になっています。

農業離れの原因は、農畜産物価格の変動による所得の不安定さと、所得面での魅力を感じなくなっていることから、農業者の所得向上と農業者の若返りを図る必要があります。さらに新規就農者などの専業農家の確保に加えて、兼業農家など多様な担い手の確保が課題となっています。

(2) 営農意欲の減退

農作物への鳥獣による被害は増加傾向にあり、その対策には多くの労力と費用が必要とされます。また農地の管理は、法面が広く草刈作業が重労働になっています。鳥獣による被害や重労働に加え生産コストの高騰、めまぐるしく変化する社会情勢に伴う農畜産物価格の不安定さが、農家の生産意欲を減退させる要因となっています。

(3) 農地の流動化や利用集積・集約、集落営農の遅れ

生産性の高い農業を展開するためには、農地の流動化や利用集積・集約が必要ですが、農地により賃借料や管理の条件が異なることから、まとまった賃貸借ができておらず、事業を拡大したい農業者の農地が点在し、優良農地の一体的利用が進んでいません。

また、個々の耕地面積が少ない地域では、個人で農業機械等を保有するのではなく、農家の組織化による集団的な営農体制や集落単位などで営農体制を構築することが求められます。しかし組織化や担い手の確保等、集落単位での営農をどのように進めるかが課題となっています。

(4) 集落機能の弱体化

農家戸数の減少により、農地の管理や農業施設の維持管理面での作業量や費用が増大し適切な管理をすることが難しくなっています。さらに、過疎化・高齢化が進み、農業のみならず集落の存続自体が危ぶまれているところも出てきています。

農業・農地は食料を供給するほか、地域保全などの多面的機能を有しており、集落機能の弱体化により、こうした多面的機能を発揮するために必要な農業生産活動や地域活動を維持していくことが困難になってきています。

その一方で、ゆとりや安らぎ、心の豊かさを重視する価値観の高まりから、豊かな自然環境に触れたり、田舎暮らしに対する期待が高まっているため、農業や地域活動の新たな担い手として参加できる仕組みの構築が必要です。

(5) 鳥獣による被害

近年、鳥獣による被害は農産物だけでなく、市街地などヘシカ、イノシシ、サルなどの獣が侵入する不安感など、地域の暮らしに深刻な影響を及ぼしています。

一方、有害鳥獣捕獲の担い手である狩猟者のうち、銃猟免許所有者は高齢化などにより減少傾向にあり、新たな銃猟免許所有者の確保・育成が課題となっています。

また、侵入防止柵の設置にあたり、農業従事者の高齢化により地域ぐるみで行う侵入防止柵の設置作業及び設置後の管理にかかる労働力不足が課題となっているほか、侵入防止柵の嵩上げなど機能を高める取組も必要となっています。

3. 第2次計画の基本目標の達成度

◆第2次計画の計画期間の5年間における目標と実績

基本目標 1. 多様な担い手の確保・育成

	目標	実績
新規就農者(研修生)	27名	15名
新規就農者(就農者)	27名	13名
チャレンジ就農者	25名	10名
援農隊員	113名	20名
認定農業者	5名増	7名増
認定新規就農者	27名	13名
女性農業者	5名増	14名増
集落営農・営農組合、組織設立	5組織	1組織

新規就農者の確保育成では、夏秋トマト、いちごについて一定の新規就農者が確保でき産地の維持・拡大が図られましたが、情勢の変化により他産業へ人材が流れたため、目標に至ることができませんでした。

チャレンジ就農者では、農業塾卒業生等を対象に制度利用を促しましたが、条件にあう者が少なく、目標に至ることができませんでした。

援農隊員では、目標設定が雇用者全体の人数であったため目標値を下回りましたが、援農隊員は各年度において数名確保されており、また農家への派遣実績もあることから、その役割を担っています。

女性農業者では、家族経営協定の締結を推進した結果、目標を上回りました。

集落営農では、取組を推進しましたが集落内での体制の確立が容易でないため、大きな成果に至ることができませんでした。

【課題】

高齢化や人口減少が加速する状況においては、多様な担い手の確保が必要です。

また、担い手だけでなく、地域全体で農業を守っていく必要があることから、集落営農や営農組織等設立の仕組みづくりを構築していくことが課題です。

基本目標 2. 農業生産の振興

	作物	目標	実績
基幹品目の産地拡大	夏秋トマト	6.3ha	4.7ha
	いちご	7.3ha	6.0ha
新たな基幹品目の 生産振興及び拡大	ほうれんそう	5.5ha	1.4ha
	酒米	44.4ha	7.8ha

夏秋トマト及びいちごでは、一定の新規就農者が確保できたことにより、産地の拡大は図られましたが、目標に至ることはできませんでした。

ほうれんそうでは、新規就農者の確保に取り組みましたが、ほうれんそうでの就農希望者が少なく、目標に至ることができませんでした。

酒米では、新型コロナウイルス感染症の影響等により日本酒需要が減少したことにより、作付面積が減少し、目標に至ることができませんでした。

【課題】

農業生産の振興ため、基幹品目を中心に新規就農者を確保することで、産地を拡大することが必要です。

また、菌床しいたけが新たな基幹品目として地域に浸透してきているため、新たな生産者の確保が必要です。

基本目標 3. 優良農地の確保・保全と土地利用

	目標	実績
利用権設定面積	550.0ha	528.0ha
機構集積協力金交付事業活用面積	58.5ha	93.0ha
経営転換協力金	9.5ha	0.0ha
耕作者集積協力金	25.0ha	0.0ha
地域集積協力金	24.0ha	93.0ha
農業施設及び生産基盤の整備		
老朽ため池等整備(ため池改良)	3箇所	2箇所
防災ダム事業(ため池改良)	2箇所	2箇所
土地改良施設維持管理適正化(ため池浚渫)	3箇所	3箇所
県営農地環境整備(作手清岳地区)	継続施工実施	計画中止
県営農地環境整備(鳳来西部地区)	継続施工実施	継続施工実施
農業用施設(農道及び用排水路)整備	用排水路改良 2,000m 農道舗装 1,000m	用排水路改良 1,500m 農道舗装 0m
施設園芸・団地整備 (※数値目標は栽培面積とする)	9.9ha	3.0ha
再生利用が可能な荒廃農地・耕作放棄地の解消	5.0ha	0.0ha

利用権設定面積では、先進した集落で人・農地プランが実質化されたため、担い手への農地の利用集積・集約化が進み、利用権の設定が図られました。

機構集積協力金では、人・農地プランが実質化されることに伴い、農地中間管理事業の利用が促進されたため、地域集積協力金の活用が図られました。

農業施設整備では、ため池改良事業等の緊急性などを勘案し計画的に進めた結果、一定の成果をあげられました。

県営農地環境整備事業では、事業推進に努めましたが、採択条件に至らず中止となった計画がありました。

施設園芸・団地整備では、一定の新規就農者が確保できましたが、目標に至ることができませんでした。

耕作放棄地の解消では、その解消に努めましたが、目標に至ることができませんでした。

【課題】

担い手に集積・集約を進めていくためには、担い手の高齢化や不在などの状況に鑑み、農地の受け手の確保が課題です。

また、ほ場の再整備など農業施設整備では、受益者負担が必要であることなどの要因から事業化が容易に進まない状況にあります。

耕作放棄地の解消では、農地のゾーニングを進め計画的な農地利用を図ることが必要です。

基本目標 4. 鳥獣害対策の推進

	目標	実績
農作物等の被害額の減少 (H27 被害額 3,710 千円に対して)	△841 千円	+1,535 千円

鳥獣害対策では、猟友会による有害鳥獣捕獲や、侵入防止柵の設置などの対策に地域ぐるみで取り組みましたが、毎年度当初に行う農作物の被害額調査における被害額の減少は、目標に至ることができませんでした。

【課題】

猟友会会員の高齢化や有害鳥獣捕獲の担い手不足が課題です。

また、集落・地域全体を取り囲む侵入防止柵の老朽化及び維持管理費の負担など新たな課題も浮上しています。

基本目標 5. 農業による地域環境の保全

	目標	実績
中山間地域等直接支払制度協定面積	850.0ha	767.0ha
多面的機能支払制度協定面積	725.0ha	535.0ha
エコファーマー	5 名増	28 名減
耕種農家と畜産農家の連携による堆肥の資源循環	53.0ha	31.0ha

中山間地域等直接支払制度協定面積及び多面的機能支払制度協定面積では、制度推進をして協定面積の増加に努めましたが、高齢化や後継者不足のため、制度を継続する集落の増加に繋がらず、目標に至ることができませんでした。

エコファーマーでは、制度改正によりエコファーマーのメリットが無くなったため、認定を更新しなかった者が多く、目標に至ることができませんでした。

耕種農家と畜産農家の連携による堆肥の資源循環では、説明会にて利用推進を図りましたが、耕種農家のほ場と畜産農家の牛舎の距離が遠く、効率的な作業ができないことなどにより、目標に至ることができませんでした。

【課題】

中山間地域等直接支払制度協定面積及び多面的機能支払制度協定面積では、協定面積減少の要因の一つとして、交付金事業実施に必要な事務が負担となっているため、事務の負担軽減策が必要です。

また、堆肥の資源循環では、ほ場と農場の耕畜連携による計画的な利用供給協定調整を行うことが必要です。

基本目標 6. 「市産市食」の推進		
	目標	実績
学校給食メニューとして利用可能な地場産を活用した加工食品等及び献立の開発品目	新規に3品目開発	新規に2品目開発
市内産直施設等出荷者	930名	1,075名
土壌診断実施ほ場	300点	261点

学校給食メニューでは、新規に2品目を開発しましたが、3品目開発の目標に至ることはできませんでした。

市内産直施設等出荷者では、農家が産直施設へ出荷することが浸透したため、出荷者は目標を上回りました。

土壌診断実施ほ場では、土壌診断を実施し適切な施肥量の分析と過剰な施肥の防止に努めましたが、目標に至ることはできませんでした。

【課題】

学校給食メニューでは、新たなメニュー開発のために市内産農畜産物の安定した品質と供給の確保が課題です。

市内産直施設等出荷者では、市内農畜産物の安定供給のために、更なる担い手の確保・育成が課題です。

基本目標 7. 農業体験・交流型農業の推進

	目標	実績
都市との交流による農山村地域活性化に繋がる農業体験	新たな体験メニューの企画・開催	実績なし
インターンシップ制度受入	80名	4名

農業体験では、毎年継続して行われているメニュー以外のメニューの開催に努めましたが、目標に至ることはできませんでした。

インターンシップ制度では、問い合わせはありましたが受け入れまでに至らず、目標に達することはできませんでした。

【課題】

農業体験では、体験を通じて人口流入を積極的に図ることができる取組みが求められます。

農業インターンシップでは、専業農家を目指す者だけでなく、農業に興味のある意欲のある者を受け入れることが多様な新規就農に繋がると考えられるので、受け入れ方法についての検討が必要です。

4. 第2次計画の目標達成度についての検証

各基本目標を達成するための施策を実施したことにより、それぞれ一定の成果をあげることができましたが、目標に至ることができないものもあり、課題の解決には至っていない部分もあります。

このため次期計画においても第2次計画の7つの基本目標を継続し、引き続き課題の解決を図ります。

また、新たな課題に対する施策や社会情勢を踏まえた施策を推進していく必要があります。

第3章 基本計画のめざす方向

1. 基本計画のめざす方向

本計画の第2章で整理した本市農業の現状を踏まえ、課題解決のため基本目標並びに基本目標を実現するための施策、さらに重点項目を定め推進することで、持続可能な農業振興を図ります。

2. 7つの基本目標

基本目標 1. 多様な担い手の確保・育成

- (1) 施設園芸をはじめ、水稲、畜産など市内で行われている多様な農業において受け入れ体制を強化し、新規就農者の確保・育成を図ります。
- (2) 専業農家だけでなく、小規模農家など多様な担い手の確保・育成を図ります。
- (3) 女性農業者が一層活躍できる取組を推進します。
- (4) 各集落において農地を守っていく仕組みづくりを研究します。
- (5) 農作業の繁忙期における臨時的な労働力として期待される援農隊の確保・育成を図ります。
- (6) 農福連携を推進し、障害者等の就労や生きがいづくりの場につながる仕組みを研究します。

【数値目標】

	令和3年度 (実績)		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	研修	就農	研修	就農	研修	就農	研修	就農	研修	就農	研修	就農
新規就農者	3名	2名	3名	3名	3名	3名	3名	3名	3名	3名	3名	3名
小規模農家	前計画期間計 10名		5名	5名	5名	5名	5名	5名	5名	5名	5名	5名
援農隊員	現在数 20名		3名	3名	3名	3名	3名	3名	3名	3名	3名	3名
認定農業者	現在数 97名		5名	2名	8名	2名	3名	2名	3名	2名	3名	3名
認定新規就農者	現在数 18名		目標年度を令和8年度と定め、15名の新規認定増を目指します。									
女性農業者	前計画期間計 14名		目標年度を令和8年度と定め、10名の確保・育成支援を図ります。									
集落営農 営農組合 組織設立	現在数 1組織		計画初年度において、モデル地区を選定し組織設立を目指します。さらに、翌年度以降継続的に組織を増やし、目標年度を令和8年度と定め2組織の設立と組織拡大を目指します。									

※「小規模農家」:しんしろ農業塾等で栽培技術を習得し、産直会員登録をした者等を目標として示しています。

※「女性農業者」:経営体の主体または家族経営協定を締結している女性を目標として示しています。

基本目標 2. 農業生産の振興

- (1) 基幹品目を中心に、活力ある農業生産の推進及び産地の拡大を図ります。
- (2) 農畜産物の6次産業化を支援し、特産品普及啓発活動等を行い地域農業の活性化を図ります。
- (3) 地域の特色を生かした新たな基幹品目で産地確立を目指すため、新たな基幹品目となる高収益作物の生産に向けた研究をします。
- (4) スマート農業を推進し、生育管理の効率化や管理負担の軽減、低コスト化を図ります。

【数値目標】

		令和3年度 (実績)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹品目の 産地拡大	夏秋トマト	4.7ha	5.1ha	5.5ha	5.7ha	6.0ha	6.2ha
	いちご	6.0ha	6.2ha	6.2ha	6.4ha	6.4ha	6.6ha
	ほうれんそう	1.4ha	1.4ha	1.7ha	1.9ha	2.4ha	2.7ha
	酒米	7.8ha	17.1ha	17.5ha	17.5ha	17.5ha	18.0ha
新たな基幹品目の 生産振興及び拡大	菌床いたけ	161,000 菌床	162,000 菌床	163,000 菌床	165,000 菌床	168,000 菌床	170,000 菌床

基本目標 3. 優良農地の確保・保全と土地利用

- (1) 担い手への農地の利用集積、面的集約を促進します。
- (2) 優良農地の確保・保全を図るため、計画的な土地利用を図ります。
- (3) 持続可能な農業振興と農業防災を図るため、農業基盤と施設整備を図ります。

【数値目標】

	令和3年度 (実績)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用権設定面積	528.0ha	530.0ha	540.0ha	550.0ha	560.0ha	570.0ha
機構集積協力金 交付事業活用面積	12.7ha	10.0ha	10.0ha	10.0ha	10.0ha	10.0ha

	令和3年度 (実績)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
農業施設及び生産基盤の整備						
老朽ため池等整備 (ため池改良)	前計画期間計 2箇所	目標年度の令和8年度までに、2箇所の老朽化した「ため池」の修繕及び改良を行い、災害を未然に防止するほか、施設の機能回復と維持管理の軽減を図ります。				
防災ダム事業 (ため池改良)	前計画期間計 2箇所	目標年度の令和8年度までに、既存施設の「ため池」について、地震時の安定性が不足している1箇所の農業用ため池について、耐震性の向上を図るため調査・測量・設計を始め堤体補強工事に着手します。				
土地改良施設 維持管理適正化 (ため池浚渫)	前計画期間計 3箇所	—	—	1箇所	—	1箇所
県営農地環境整備 (鳳来西部地区)	継続 施工実施	継続 施工実施 完了	—	—	—	—
県営農地環境整備 (野田地区)	調査・ 測量・ 設計	工事着手 (受益面積10.5ha)	継続 施工実施	継続 施工実施 完了	—	—
農業用施設(農道及 び用排水路)整備	用排水路改良 1,500m 農道舗装 0m	用排水路改良 400m 農道舗装 200m	用排水路改良 400m 農道舗装 200m	用排水路改良 400m 農道舗装 200m	用排水路改良 400m 農道舗装 200m	用排水路改良 400m 農道舗装 200m
園芸施設・団地整備 (トマト・ほうれんそう・いちご) (※数値目標は栽培面積とする)	0.6ha	0.7ha	0.7ha	0.7ha	0.7ha	0.7ha
再生利用が可能な荒廃農 地・耕作放棄地の解消	0.0ha	0.5ha	0.5ha	0.5ha	0.5ha	0.5ha

基本目標 4. 鳥獣害対策の推進

- (1) 農業者や猟友会などの関係団体と連携した、効果的かつ効率的な鳥獣害対策を推進します。
- (2) 集落または地域ぐるみで組織的な防除対策を推進します。
- (3) 有害鳥獣駆除の担い手である狩猟免許所有者の確保を支援します。
- (4) 有害獣肉の加工やジビエ料理の開発や販売等、地域の活性化に繋げていくための取組を支援します。

数値目標

	令和3年度 (実績)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
農作物等の 被害額の減少	5,245 千円	5,000 千円	4,900 千円	4,700 千円	4,600 千円	4,500 千円

基本目標 5. 農業による地域環境の保全

- (1) 農業生産に伴う環境への負荷を低減した農業生産方式を推進します。
- (2) 国の「みどりの食料システム戦略」策定に伴い、国や県が定める基本方針や推進計画に対応し、本市の施策決定を行い事業を推進します。
- (3) 環境に配慮した農業用設備等の導入や利用を促進することで、環境と調和した農業を推進します。
- (4) 農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を推進し、農業から地域環境の保全を図ります。
- (5) 過剰な施肥の防止のため必要な措置を講じ、自然環境及び生活環境の保全に努めます。

【数値目標】

	令和3年度 (実績)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
中山間地域等直接支払 制度協定面積	767.0ha	767.0ha	767.0ha	767.0ha	767.0ha	767.0ha
多面的機能支払 制度協定面積	535.0ha	535.0ha	545.0ha	545.0ha	555.0ha	555.0ha
耕種農家と畜産農家の連携 による堆肥の資源循環	31.0ha	31.0ha	31.0ha	31.0ha	31.0ha	31.0ha

基本目標 6.「市産市食」の推進

- (1) 学校給食等への市内産農畜産物の利用拡大を図ります。
- (2) 安定的に市内産農畜産物を供給していくための生産・出荷体制の整備を図ります。
- (3) 市内産農畜産物の利用拡大を図るための普及・啓発活動を推進します。
- (4) 市民とともに食育を推進し、望ましい食生活の普及・啓発に努めます。
- (5) 過剰な肥料や農薬等の使用の抑制に努め、市民に対し安全な農畜産物を供給します。

【数値目標】

	令和3年度 (実績)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
学校給食において 全食品数に占める 市内産農畜産物数の割合 (加工品含む)	9.6%	11.0%	12.0%	13.0%	14.0%	15.0%
市内産直施設等出荷者	1,075名	1,080名	1,090名	1,100名	1,110名	1,120名
土壌診断実施ほ場	261点	270点	270点	270点	280点	280点

※学校給食において全食品数に占める市内産農畜産物数の割合については、令和2年度の実績である。

※土壌診断実施数値目標の単位は1ほ場1点と考える。

基本目標 7. 農業体験・交流型農業の推進

- (1) 農業体験(グリーンツーリズムやインターンシップなど)などを通じて、移住・定住を促進する施策を研究します。
- (2) 教育の場などで行われる農業、農地が持つ多面的機能を生かした取組を支援します。

【数値目標】

	令和3年度 (実績)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都市との交流による農山村 地域活性化に繋がる農業 体験	2メニュー	新たな体験 メニューの企 画・開催	同左	同左	同左	同左
インターンシップ 制度受入	実績なし	目標年度を令和8年度と定め、多様な新規就農に繋がる意欲ある若者の受け入れを毎年1名以上図ります。				

※現農業体験2メニュー:こども農学校・とうもろこし収穫体験

第4章 基本目標を実現するための施策

基本目標 1. 多様な担い手の確保育成に関する施策

[持続可能な開発目標 (SDGs)]



基本施策 1-1. 新規就農者等(就農、帰農、援農)の確保・育成

(1) 新規就農者確保体制の整備

市のホームページにより本市での農業開始を促すためのPR活動を強化します。

愛知県農業会議、新城設楽地域担い手育成総合支援協議会(以下「担い手協議会」という。)を始め、農業者や農業者団体、各種関係機関等と連携を図り、就農相談会及び現地説明会を開催します。

農地確保や住居の斡旋、相談、各種支援制度の活用など、「確保」「育成」「支援」を一元化した「就農パッケージ」の充実を図り、農業未経験者でもスムーズな就農ができるように支援します。

今後も「しんしろ農業塾」を継続的に開講し、非農家や定年退職者、栽培技術を習得したい農地所有者などに入塾を促し、「生きがい型農家」や「産直施設出荷農家」など小規模農家等の新たな農家の確保・育成を図ります。

さらに、半農半Xによる就農者など多様な担い手を確保育成します。

(2) 新規就農者等育成のための農業技術習得研修等

新城市担い手確保育成総合支援計画に基づき、県に認定された農業研修機関や各種農業団体、県普及指導員や農協営農指導員などと連携し、新規就農者の就農相談や農業技術習得などの支援を行います。

また、小規模農家を目指す方等を対象として、「しんしろ農業塾」において講義や実技講習を行うことにより、農産物の知識や栽培技術を習得することを支援します。

基本施策 1-2. 担い手や経営体の育成

(1) 認定農業者等の育成

担い手協議会と連携を図り、新規就農者の早期経営確立、定着を推進します。

また、認定農業者制度の普及や意欲ある農業者の育成を図り、認定農業者数の増加を図ります。

(2) 農業経営研修と経営相談機能の充実

認定農業者や認定新規就農者、女性農業者等の経営能力向上を図るため、研修会・経営相談会を開催します。

また、経営規模拡大や経営安定化に必要な資金計画及び農業経営改善計画目標達成のために必要な経営診断や経営コンサルティング等を支援します。

さらに、認定農業者相互の交流を深め、営農類型を超えた情報交換や、農業経営の課題解消を目的とした、認定農業者の組織化について研究します。

(3) 農業支援制度の周知

農業機械等導入に対する補助事業、青年等就農資金、スーパーL資金、農業近代化資金等、制度資金の周知を図るなど、認定農業者等の経営改善を支援します。

基本施策 1-3. 法人設立の推進・支援

法人化による信用の確保や経済性・効率性の向上、後継者確保や税制上の利点などを広くPRすることなどによって、家族経営農家の法人化など法人経営体の設立を推進します。

基本施策 1-4. 集落で営農する体制の推進

(1) 集落営農の普及活動の推進

集落営農の必要性やメリット、先進的な事例等を分かりやすく解説したパンフレットやリーフレット等の啓発資料を作成し、集落座談会や地域説明会、農業者や農業委員会などを対象とした勉強会等を実施します。

(2) 集落で営農する組織設立・育成

集落で営農するための組織の設立や計画作成を支援します。

また、集落営農組織設立の可能性が高い集落を選定し、モデル事業として推進し、これをもって市内へ普及するよう努めます。

(3) 農業用機械等の共同利用の確立

農家が個々に農業用機械を保有することが非効率的な集落において、農業用機械の共同利用システムを研究します。

また、使用しなくなった農業用機械・施設を登録し、その情報をもとに利用希望者が貸借・譲渡できる制度(農業用機械・施設バンク制度)を研究します。

基本施策 1-5. 受託組織の育成・支援

水田農業及び畜産農業を担う受託組織の充実や、農作業の委託を請け負うオペレーターの確保・育成を図ります。

また、今後発生が考えられる受託組織の高齢化等の問題について研究します。

あわせて、受託作業に必要な農業用機械・施設等の更新及び新規導入を支援します。

基本施策 1-6. 女性農業者の確保・育成と参画の推進

本市における女性農業者の果たす役割は大きいと見られ、担い手となり得る女性農業者が意欲を持って主体的に農業経営に参画できる仕組みづくりや、農業分野での男女共同参画の普及・啓発活動を関係機関と連携し推進します。

基本施策 1-7. 援農体制の整備

(1) 援農隊の確保・育成

新規就農者の増加と共にその労働力の確保が課題となってきたため、農業者の経営に応じた援農体制の整備を推進します。

農作業の繁忙期における臨時的な労働力として期待される援農隊を引き続き確保・育成することにより、雇用の利便性の向上を図ります。

また、新規就農者がスムーズに就農できるよう、常時の労働力として必要とされるパート従業員の斡旋等を支援します。

(2) 新たな援農体制の整備

施設園芸の閑散期には雇用ができないことにより、多業種に流れていく人材を留保するため、閑散期に雇用できる作物、または他業種と雇用時期を組み合わせた雇用体制の整備や、市内外のマルチワーカー等の多様な人材を確保し、援農体制の整備について研究します。

基本施策 1-8. 農福連携の推進

障害者等が地域社会の一員として社会的自立ができるように、農作業を通じた社会参加の場をつくります。さらに働きたい意識が高い方に対しては、様々な働き方を通じて経済的な自立ができる支援と雇用環境の整備を目指し、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる仕組みづくりを研究します。

基本目標 2. 農業生産の振興に関する施策

[持続可能な開発目標 (SDGs)]



基本施策 2. 共通事項

(1) 農業経営の安定支援

集落の将来像の設計図である人・農地プランの実質化を推進し、農地の今後の利用方法や中心経営体を明確にすることで、集落における農業の安定を図ります。

農地中間管理事業を積極的に活用し、公益財団法人農林業公社しんしろ(以下「農林業公社しんしろ」という。)を始め、各関係機関と連携し、地域農業の中心となる担い手等に対し、経営規模拡大のための農地の利用集積・集約を推進します。

また、各種補助事業や制度資金等の支援をします。

さらに、新型コロナウイルス感染症などの災害が発生した場合は、状況を把握したうえで、影響を受ける農業者に対して国や県と連携し、農業経営が継続されるための支援策を講じます。

(2) 複合経営への転換促進

農家の経営の安定化を図るため、立地条件を考慮した品目の栽培や、場合によっては施設園芸における栽培品目を選定し、他品目と組み合わせた複合経営を促進します。

(3) スマート農業の導入推進・支援

生育管理の効率化や管理負担の軽減、低コスト化、生産物の品質や生産性の向上などを図るための農業用機械導入及び施設整備を支援します。

また、スマート農業を活用することにより、農作業の省力化や生産性の向上による農業経営の安定を図り、栽培技術力の継承や新規就農者等の担い手確保に繋がる取組を推進します。

(4) 安全・安心な農畜産物の生産活動の推進

農薬の適正使用と生産履歴記帳の徹底、安全・安心な農畜産物の生産活動の推進と販売面での信頼性を確保するため、ポジティブリスト制度に基づく農薬の適正使用の遵守と生産履歴記帳の取組を促進します。

(5) 減農薬・減化学肥料の栽培の促進

消費者の求める安全・安心を確保するため、減農薬・減化学肥料栽培と合わせて、良質な堆肥を利用した付加価値の高い農産物の生産を促進します。

(6) 産地形成と高付加価値化及びブランド化の推進

基幹品目を中心に生産地としてのブランドイメージを確立するため、消費者や卸・小売に向けた積極的な情報発信に努めるほか、農畜産物の付加価値を付け、所得向上と経営安定のための6次産業化を支援、さらに、農商工等と連携しセールスプロモーションを支援します。

基本施策 2-1. 水田農業の振興

(1) 経営所得安定対策制度の推進

新城市地域農業再生協議会(以下「再生協」という。)と連携を図り、国の実施する経営所得安定対策制度の加入を促進し、水田農業の経営の安定を図ることで、本市の農地面積の多くを占める水田の活用を推進します。

(2) 担い手等への農地の利用集積・集約

関係団体と連携し、担い手への農地の利用集積、面的集約を促進します。

また、農地中間管理事業を積極的に活用し、経営規模拡大のための農地の利用集積・集約を図ります。

(3) 担い手等の確保・育成

担い手不足による水田の耕作放棄地が増加しているため、親元就農や第三者継承による就農等の新たな水田の担い手の確保・育成を推進します。また農作業や農

地の維持管理を請け負うオペレーターの育成と受託組織の充実、さらには集落営農組織の設立・育成や法人化などの支援をします。

(4) ブロックローテーションの推進

農地の利用集積と利用調整を促進するため、団地化の維持・拡大を推進します。

(5) 品質向上の促進

品種の選定や生産技術の向上などにより、食味値の高いおいしい米づくりを促進します。また、新城産米のブランド力向上のためのPR活動を実施することで、地域農業の躍進を図ります。

(6) 酒米の郷づくりの推進

近隣の酒造メーカーとの契約による高価格で価格変動の少ない酒米の生産にシフトすることにより、収益力のある安定した米づくりへの転換を図ります。

また、市内産の酒米が広く県内外の酒造に利用されるように働きかけ、将来的に「酒米の郷」として確立させることを目指します。

あわせて、酒米の郷づくり研究会や市内飲食店及び各種関係機関と連携を図り、地酒の商品開発やPR、消費拡大など一体的に進めます。

基本施策 2-2. 野菜生産の振興

(1) 施設園芸品目の生産規模拡大

施設園芸では団地整備を進め、「夏秋トマト」及び「ほうれんそうの周年栽培」といった、平坦地とは違った地域の特色を生かした品目と比較的安定して高収益が見込まれる「いちご」の3品目を若者に魅力ある農業として発信し、市内外からの新規就農者を確保し、定住人口と雇用の確保及び産地の維持・拡大を図ります。

また、夏秋トマトは、より効率的な事業運営に向けた共同選果場の再編整備について関係機関と検討します。

さらに、「ほうれんそう」は市場での評価が高く、「奥三河ほうれんそう」として、そのブランド力が期待されるため産地確立により、地域農業の躍進を図ります。

(2) 施設園芸の推進

野菜の大規模な露地栽培が成り立ち難いため、多様な農業類型と立地条件を活かして付加価値の高い良品質な施設園芸への転換を支援します。

しかしながら、施設園芸に適した農地の確保が難しくなりつつあることが課題であるため、リタイアする農家の施設利用なども含め、継続的な農地の確保を図ります。

基本施策 2-3. 産直野菜の振興

(1) 少量多品目の生産及び特色ある農産物の生産振興

本市では、地域特性に応じた様々な特色ある農産物の生産が行われていることから、市内産直施設にて消費者が求める野菜が豊富に出荷されるよう、消費者ニーズの調査やしんしろ農業塾における栽培技術習得を推進します。

基本施策 2-4. 永年作物の振興

(1) 産地を維持するための生産振興

茶、柿、梅、イチジク、ブドウなどの生産活動を継続するために、マーケティングの開発・確立やネットワークづくり、また6次産業化の取組を支援します。

(2) 高付加価値化への転換の推進

関係機関・団体等と連携し、茶、柿、梅、巨峰などの付加価値化と新たな産品開発の研究・開発を推進します。

基本施策 2-5. 花き・花木生産の振興

(1) 省エネルギーによる生産コストの低減

鉢物栽培では燃料費が生産コストの大きなウエイトを占めることから、愛知県農業総合試験場の研究成果及び新城設楽農林水産事務所と連携し、生産コスト低減のため省エネルギーの普及を進めます。

さらに、作業効率の向上を図るため、無人防除、鉢上げ・鉢移動の省力化などの改善指導を関係機関と連携して推進します。

(2) 優良種苗や革新技術の導入

愛知県農業総合試験場や新城設楽農林水産事務所と連携し、優良種苗やハイテク生産技術並びに生産段階や出荷・流通段階での品質保持技術の導入を進めるなど、安定生産と高品質化を推進します。

(3) 生産規模の拡大

小菊、しきみ等の栽培では意欲ある生産者に対する生産規模の拡大を支援します。

基本施策 2-6. 特産品の生産振興

(1) 地域特性を生かした特産品の生産振興

「菌床しいたけ」や「ほうれんそう」の産地拡大、酒米の郷づくりに伴う「地酒開発」などの特色ある農産物の生産振興を支援します。

併せて、以前から地域で生産されているが有効に利用されていない農畜産物について、その特色を生かし有効利用される特産品とする研究をします。

また、農業以外の分野と連携を図り、道の駅や市内外での販売(店頭及びオンライン)を目指します。

(2) 新たな高収益作物の研究

地域の特色を生かした新たな基幹品目で産地確立を目指すため、関係機関と連携し、新たな基幹品目となる高収益作物の生産に向けた研究をします。

基本施策 2-7. 畜産の振興

(1) 優良牛導入への支援

消費者ニーズにあった品質の高い畜産物の生産振興を図るため、優良牛の導入を支援します。

(2) 和牛生産性向上への支援

和牛の生産性を向上させる取組を支援します。

また、鳳来牛の更なるブランド化として期待される「特産鳳来牛」の認定頭数の増加を図り、地域農業の躍進を図ります。

(3) 家畜排せつ物の適正管理

周辺環境に配慮した畜産経営ができるよう、家畜排せつ物の環境対策に必要な施設や設備、機械等の整備促進や家畜保健衛生所等の関係機関と連携した家畜排せつ物の適正な管理を推進します。また、堆肥マップを作成し、適宜更新することによって、耕種農家のみならず、しんしろ農業塾、家庭菜園など、市内全土への堆肥の円滑な流通促進を図ります。

(4) 家畜飼料の自給率向上への支援

畜産経営コストに占める飼料購入費の割合が高いことから、再生協び愛知東農業協同組合(以下「JA 愛知東」という。)などと協力のうえ、稲作農家と連携した稲発酵粗飼料を活用した飼料自給率の向上を推進し、畜産経営の安定化を図ります。

(5) 就労環境の改善

畜産農家の就労環境の改善を図るため、支援体制の充実を図る等、就労環境の改善を図ります。

(6) 畜産物の PR 強化

JA 愛知東や畜産農家と協力し、市内のイベントに出展するなど、消費者と畜産農家の交流を図ることによって、市内の畜産農業経営に対する理解と地元畜産物の消費拡大を促進します。

(7) 担い手等の確保・育成

高齢化等の要因により新たな担い手が不足しているため、第三者継承等や新規就農希望者等の受入体制を研究することにより、新たな担い手の確保・育成を図ります。

基本施策 2-8. 農業の6次産業化の支援

(1) 特産品開発の支援

地域農畜産物の高付加価値化を進めるため、地域ごとの特色ある特産品開発を支援します。

(2) 農畜産物加工施設等の整備支援

地域農業の育成を目的として、農畜産物加工施設等の整備を支援します。

(3) 各種分野と連携した販売戦略の支援

各種分野と連携した販売戦略を推進することで地域の活性化を図る取組を支援します。

基本目標 3. 優良農地の確保・保全と土地利用に関する施策

[持続可能な開発目標 (SDGs)]



基本施策 3-1. 耕作放棄地の解消と発生防止

ほ場軟弱対策や水管理、畦畔法面管理作業の軽減の支援、獣害のある山に近接した農地周辺の環境整備に対する支援を研究します。

また、農業委員会による遊休農地の発生防止・解消及び違反転用の発生防止等を目的とした農地利用状況調査や啓発活動を実施するとともに、農地の実態調査や農地利用意向調査を実施します。

これらの結果を農家基本台帳に反映させ、併せて地図情報システムの充実を図り、農地利用の実態を把握し、有効に利用されていない農地の利用について研究します。

基本施策 3-2. 計画的な土地利用

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域整備計画や「農地法」に基づく農地転用許可制度により、農業以外の土地利用との調整を図ります。

また、将来的に守って行くことが可能な農地の選別や栽培作物、利用方法などについて農地のゾーニングを行い、長期的な視野で計画的な土地利用を図ります。

併せて、農業委員会による非農地判断を実施し、農地として再生困難な土地を農地ではないものとしていきます。

非農地判断により農地ではないものとするすることで、農業以外の新たな土地の活用へ繋がります。

基本施策 3-3. 担い手への農地の利用集積、面的集約

関係団体と連携し、人・農地プランの実質化を推進することで、中心経営体に位置づけられた担い手への農地の利用集積、面的集約を促進します。

また、農林業公社しんしろを核に、農地中間管理事業を積極的に推進することにより、受け手である地域の中心となる担い手に対し、農地を集積、集約し利用することで、優良農地の持続的な確保に努めます。

さらに、担い手への農地の利用集積や生産性の高い農業経営が図られるよう、新城市土地改良区や作手村土地改良区と連携して再ほ場整備や、畦畔除去などによる区画の拡大を推進します。なお、整備にあたっては、自然環境や生態系の保全に配慮するなど、周辺環境との調和に努めます。

基本施策 3-4. 農業用施設の維持管理、修繕等

土地改良事業による基盤整備が終了しているものの、ため池や用排水施設等の老朽化が進んできているため、今後、計画的に各々の施設の改良及び修繕を進めます。

具体的には、県営土地改良事業等を活用して用排水施設の改良・整備として農業用水路のパイプライン化、農作物、農業用資材等の運搬の効率化を図るための農道の舗装や修繕・整備、排水対策として排水路の改修や新設を推進します。

さらに、老朽化による施設の機能低下や、地震時の安定性が不足しているため池の修繕及び改良や堤体補強などを実施することで災害を未然に防止するほか、施設の機能回復と維持管理の軽減、また、耐震性の向上を図ります。

基本目標 4. 鳥獣害対策の推進に関する施策

[持続可能な開発目標 (SDGs)]



基本施策 4-1. 地域ぐるみの鳥獣害対策の推進

これまでの個人による防除に加え、集落または地域全体で取り組むことは、効果的かつ効率的な防除となります。

そのため、家庭からの食物残渣を屋外へ放置しない、未収穫農産物の回収、農地周辺の藪の刈払い等の周辺環境を改善する周知及び予防対策を推進します。

今後も集落・地域全体を取り囲む侵入防止柵の設置を実施します。また、その維持管理が継続できるための支援を研究します。

また、野生鳥獣の危険性について、事例等にて分かりやすく解説したパンフレットやリーフレットを作成し、地域説明会や猟友会の会議などで啓発活動を行い、防除作業中の不慮の事故発生防止に努めます。

基本施策 4-2. 有害鳥獣対策の強化

(1) 有害鳥獣対策の強化

愛知県第二種特定鳥獣管理計画、新都市第二種特定鳥獣管理計画実施計画や新城・北設広域鳥獣被害防止計画に基づき、野生鳥獣との共生に配慮しつつ、鳥獣の生態や行動特性、被害状況などを調査・分析し、また学識経験者等による意見を参考に、猟友会などの関係団体と連携し、有害鳥獣への防除を実施します。

猟友会の会員の高齢化により、経験豊富なベテランの会員数の減少が危惧されます。有害鳥獣駆除の担い手である狩猟免許所有者を確保するため、関係団体と連携のもと農林業従事者や地域住民等の狩猟免許取得を促し、これに対して支援します。

また、狩猟免許を有しない者でも狩猟免許所有者との協力により、有害鳥獣駆除に伴う鳥獣捕獲に補助的に従事できる者の確保や地域ぐるみでの捕獲体制を確立し、有害鳥獣対策の強化を図ります。

(2) 新城市鳥獣被害対策実施隊の推進

銃猟免許所有者が減少していることから、被害対策に即応できる有効な手段として設置した「新城市鳥獣被害対策実施隊」の体制を強化します。実施隊は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、市長が職員のうちから任命する者と非常勤の特別職として委嘱をする者により構成し、隊員は、鳥獣被害対策の実践的な活動を行います。

・新城市鳥獣被害対策実施隊の主な業務

- ① 市長が指示する対象鳥獣の捕獲及び駆除に関する業務
- ② 地域住民と連携した対象鳥獣の追い払い活動に関する業務
- ③ 上記以外の被害防止計画に基づく被害防止施策に関する業務

基本施策 4-3. 獣肉活用の推進

鳥獣害対策により捕獲した鳥獣は中山間地域の地域資源と考えられていることから、「有害獣肉活用に関する基本方針」を基に、有効活用可能なイノシシやシカについて、肉の加工やジビエ料理の開発や販売等、地域の活性化に繋げていくための取組を支援します。

基本目標 5. 農業による地域環境の保全に関する施策

[持続可能な開発目標 (SDGs)]



基本施策 5-1. 持続性の高い循環型農業の推進

化学肥料の使用を低減するため、畜産農家と耕種農家が連携し、家畜糞尿と稲わら、もみ殻などを活用した良質な堆肥づくりを促進します。

また、生産された堆肥の有効利用のため、成分分析値などが掲載された堆肥マップを作成し、堆肥の普及啓発を図ります。

基本施策 5-2. 環境保全型農業の推進

(1) 環境に配慮した農畜産物の特産化

環境に配慮して生産された農畜産物やこれらの農畜産物を利用した加工品を特産化し、販売促進を図るための取組みを支援します。

(2) 環境に配慮した農業用機械・設備等の導入推進

環境保全型農業の促進を図るため、施設における環境モニタリング装置や制御装置、燃油を使用しない機械や設備等の導入を支援します。

また、生分解性マルチフィルムなど環境負担の少ない農業資材の利用を促進します。

(3) 過剰な施肥の防止

愛知県で定める農作物の施肥基準を遵守するとともに「新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例」に基づき、肥料等の大量な施用及び保管の防止を図るため必要な措置を講じ、農地等の永続的な利用並びに農地等の周辺地域の自然環境及び生活環境の保全に努めます。

(4) 有機農業への取組の推進

国の「みどりの食料システム戦略」など、国が定める基本方針及び県が定める推進計画等に対応し、本市の施策の決定を行い、有機農業や無農薬農業への取組を推進します。

また、学校給食等での有機野菜の利用について研究します。

基本施策 5-3. 再生可能エネルギー利用の推進

食料供給や国土保全等、農業の有する多面的機能の発揮に支障を来たさない、また栽培方法やコスト等について、農業経営にプラスとなることで農地の有効利用が図られる再生可能エネルギーの利用を研究します。

基本施策 5-4. 地域ぐるみの環境保全の推進

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援される日本型直接支払制度(中山間地域等直接支払制度・多面的機能支払制度・環境保全型農業直接支払)を推進することで、農業から地域環境の保全を図ります。

また、地域活動における草刈り等作業中の不慮の事故発生防止のために、事例等にて分かりやすく解説したパンフレットやリーフレットを作成し、活動組織等に対して啓発活動に努めます。

併せて、草刈り作業における安全性の向上及び負担軽減のため、リモコン草刈り機などのIT技術導入について支援し、地域活動の継続を図ります。

基本目標 6. 「市産市食」の推進に関する施策

[持続可能な開発目標 (SDGs)]



基本施策 6-1. 「市産市食」の仕組みづくり

(1) 産地づくりに向けた支援

年間を通じて消費者へ安定的に市内産農畜産物を供給していくため、消費者のニーズによる適量適品目の生産・出荷、また新たな品目栽培を計画的に行う組織づくり及び栽培指導体制の整備を推進することで、産直施設等出荷者の増加を図ります。

(2) 市内産農畜産物の利用拡大

地産地消食育推進協議会や教育委員会、食育アドバイザーや栄養士など、各関係機関と連携し、学校給食における地元食材の利用拡大により地産地消率(市産市食率)を向上させることを目指し、学校給食へ提供する農畜産物の供給体制の確立と生産者の育成を図ります。

また、市内の病院や民間企業の食堂、さらに飲食店等においても、市内産農畜産物の利用拡大を促すため、JA 愛知東において優先的に市内産農畜産物を利用していることを認定する「地元農家を応援する店」へ登録促進することで、利用拡大を推進します。

(3) 「市産市食」の普及・啓発活動の推進

「食」の大切さや市内産農畜産物の安全性、また「市産市食」の普及・啓発のため市内産農畜産物やその生産者、市内産農畜産物を使った料理を広くPRします。

産地直売においては、生産者と消費者の顔が見える関係をつくり、市内産農畜産物への相互理解を図ります。

また、市内産農畜産物を提供する飲食店や小売店、直売所などの販売・流通関係者に対する「市産市食」の普及・啓発方策を研究します。

基本施策 6-2. 食育の推進

(1) 食育推進計画の策定と施策の実施

食や農業についての情報を正しく理解し、市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成のため、また、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する施策を総合的に展開していくため、「第4次新城市食育推進計画」(以下「食育推進計画」という。)を策定します。

この計画は、地産地消食育推進協議会を中心に各関係機関と連携し、国の「食料・農業・農村基本計画」、県の「あいち食育いきいきプラン2025(第4次愛知県食育推進計画)」を踏まえ、本市の諸計画と連携を図ります。

(2) 食育活動の推進

食育推進計画に基づき、家庭や学校・子ども園・地域など、様々な分野が一体となった食育の推進に努めます。子どもの頃から農業に親しむことが農業や食に関する理解を深めることにつながることから、親子で参加できる農業体験スクールの開設や体験イベントの開催の検討をします。また、小中学校の社会科・家庭科、総合的な学習の時間で取り組まれる「食」と「農」の活動を支援し、農業への理解を促進します。さらに地域の特性を生かした食育を推進するため、「国の食事バランスガイド」等を参考に、望ましい食生活の普及・啓発の強化を図ります。

(3) 地域の郷土料理の伝承及びPR

市内産農畜産物を使った料理教室及び講習会などの開催や、市内産農畜産物を利用した地域の特産品や郷土料理を伝承する活動を推進します。また広報紙・ホームページ・ケーブルテレビ・SNSなど多様な情報媒体を活用して特産品や郷土料理のPRを図ります。

基本施策 6-3. 安全で安心な農産物の提供

(1) いつでもどこでも市内農畜産物が購入できる仕組みづくり

安全で新鮮な農畜産物を求める市民ニーズに対応するため、市内産農畜産物を食材として使った食事ができる場の提供や市内産農畜産物の購入が容易にできる仕組みづくりを研究します。

(2) トレーサビリティーの推進

消費者の安心を確保するため、JA 愛知東と農業者との連携の下で、生産者や使用農薬などの情報を遡って確認できるトレーサビリティーを推進し、生産者と消費者に対して農薬等に関する正しい知識など、食の安全に関する情報提供を図ります。

(3) 土壌診断の推進

生産者に対し、農作物の生産ほ場において、土壌診断を実施することにより、過剰な肥料や農薬等の使用の抑制に努めます。

基本目標 7. 農業体験・交流型農業の推進に関する施策

[持続可能な開発目標 (SDGs)]



基本施策 7-1. 農業、景観、伝統、文化を活かした地域づくりの推進

(1) 農業体験・交流型農業の体制整備

本市に存在する多様な地域資源を活用し、都市住民が本市へ訪れる機会の増大を図るため、人材発掘、育成等を総合的に行う組織体制の整備を研究します。

また、教育の場などで行われる農業、農地が持つ多面的機能を生かした取り組みを支援します。

(2) 農業体験・交流型農業プログラムの企画立案・開催

帰農や田舎暮らしを求める若者や中高年などを対象とし、自然、農業、食文化など本市の多彩な地域資源を活かした、地域とのふれあいを大切にした体験プログラムなど、グリーンツーリズムの企画立案・開催を推進します。

(3) 滞在型市民農園の整備

地元の農家との関わりを大切にした農業体験を実現することを目的として、地元農家や地域の主体的な取組による滞在型市民農園の整備を支援します。

これは単に週末のみの田舎暮らしに留まらず、ワーケーション等の新しい働き方が定着することにより、地域への就農や本市定住への足がかりとなる可能性を含むため、各種関係機関などとの連携を図り、地域の活性化を目的とする取組を支援します。

さらに、非農家や農地を所有していない方が農業において、副業・兼業などの多様なライフスタイルを実現するための農業と他の仕事を組み合わせた働き方「半農半X」、二地域居住を实践する者等を増加させるための方策や本格的な農業に限らない多様な関わりへの支援体制を研究します。

(4) 都市農山村交流コーディネート組織体制の整備・育成

本市に存在する多様な地域資源を活用した、グリーンツーリズムの円滑な推進と訪問機会の増大を図るため、各種体験プログラムのコーディネート業務、情報の収集と発信(PR)、人材の発掘やその育成などを総合的に行う組織体制の整備・育成を研究します。

(5) 集落活動と一体となった定住の促進

農家等が主体的に行う集落活動の一環として、田舎暮らしを求める定住希望者に対し農業指導を行うなど、定住を推進する取組を支援します。

基本施策 7-2. 「農」に関する様々な地域情報の発信

(1) 多様な情報媒体を活用した情報発信

広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、ラジオ、新聞、SNSなど多様な情報媒体を活用して農業体験や市民農園、市内産農畜産物、農地情報など、農に関する様々な地域情報の発信を推進します。

また、高速バスが名古屋、首都圏及び関西圏と直結し、交流人口の増加が期待されるため、市内産農畜産物の情報発信と販路などを研究します。

(2) 総合的な相談窓口機能と充実

農に関する様々な地域情報の発信及び相談・問合せ窓口機能を一元化し、農に関する困りごと相談や問合せ、また、本市の多様な魅力を発信するため平成20年4月に「市」「JA 愛知東」「農林業公社しんしろ」が共同により農業振興に係る総合的な窓口として設置した「農業振興対策室」のさらなる充実を図ることで、農による潤いと賑わいをもたらすための各種取組を推進します。

第5章 重点項目

基本目標並びに基本目標を実現するための施策のうち、下記について重点項目として事業展開を図ります。

【基本目標1】 新規就農者(就農、帰農、援農)の確保・育成

- ◆就農相談会の開催
 - ・新城市アグリチャレンジ相談会、新規就農希望者現地説明会のPR及び開催
- ◆栽培技術、経営知識習得の支援
 - ・農林業公社しんしろによる研修の実施、しんしろ農業塾の開催
- ◆研修期間、経営開始期間における資金面の支援
 - ・新規就農者育成総合対策事業、公社研修生支援事業の活用
- ◆援農体制の整備
 - ・援農隊育成事業、特定地域づくり事業協同組合制度の活用

【数値目標】(再掲)

	令和3年度 (実績)		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	研修	就農	研修	就農	研修	就農	研修	就農	研修	就農	研修	就農
新規就農者	3名	2名	3名	3名	3名	3名	3名	3名	3名	3名	3名	3名
小規模農家	前計画期間計 10名		5名		5名		5名		5名		5名	
援農隊員	現在数 20名		5名		3名		3名		3名		3名	

【基本目標2】 新たな高収益産物の研究

- ◆栽培品目の研究
 - ・有効活用されていない農畜産物、新規での栽培品目、品種について関係機関と研究
- ◆マーケット調査、生産・加工・流通・販売の現状分析
 - ・中山間地域所得確保対策事業の活用
- ◆生産・販売戦略の検討
 - ・中山間地域所得確保対策事業の活用
- ◆販売促進、付加価値向上の支援
 - ・農山漁村振興交付金山村活性化支援交付金の活用

【実施目標】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
栽培品目の研究	→				
マーケット調査 生産・加工・流通・販売 の現状分析		→			
生産・販売戦略 の検討			→		
販売促進、付加 価値向上					→

【基本目標3】 計画的な土地利用

- ◆農地のゾーニングの推進
 - ・将来的に守って行くことが可能な農地の選別、栽培作物、利用方法などの検討
- ◆耕作放棄地対策の検討
 - ・非農地判断により、農地として再生困難な土地を農地ではないものとする事で、農業以外の新たな土地の活用へ繋ぐ
- ◆担い手への農地利用集積・集約の推進
 - ・各筆の利用者を明確化した「目標地図」の作成

【実施目標】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
農地のゾーニング					→
非農地判断					→
「目標地図」の作成					→

第6章 基本計画の推進体制

1. 推進体制

本計画に基づく各種の施策・事業を展開し、将来像や基本目標を実現するためには、国や愛知県、JA 愛知東を始めとする各農業者団体や農業者、また、多くの市民が計画の趣旨や内容を理解し、協力・連携しながら計画推進に関わっていく必要があります。

そのために、パンフレットや広報紙、ホームページ、市政番組を活用して、本計画の趣旨や内容、進捗を周知します。また、集落説明会や地区懇談会、農業者団体等の各種説明会を通じて、具体的な推進方策等を検討し、計画の着実な推進を図ります。

2. 各主体の基本的な役割

(1)市の役割

市は、本計画に基づく基本目標を達成するために必要な各種施策を実施します。

農業の有する多面的な機能を効果的に発揮することによって、持続可能な農業の推進を図ります。

農業における都市との交流による賑わいを地域の活性化に繋げるよう努めます。

市民に対し「食」と「農」に対する理解や協力を求め「市産市食」による食の安全の提供をめざします。

関係機関や農業者などと連携し、農で潤う活力ある「まち・ひと・しごと」づくりの構築を推進します。

(2)農業者及び農地所有者の役割

農業者は、農業生産活動を行い、農産物を求める消費者のニーズに対応して、トレーサビリティやポジティブリストを遵守するとともに、消費者へ新鮮で安全・安心な農畜産物を安定的に供給します。

また、農地所有者は農地や水環境を持続的に保全していく主体であることを認識し、市民や行政などと協力・連携しながら自ら所有している農地やその周辺環境の保全に努めます。

(3)農業団体等の役割

農業団体等は、競争力のある経済事業活動を展開し安定的な農業経営を支援するとともに、農業所得の増大や農業生産力の拡大を支援し、強い農業づくりを構築するため多様な側面からバックアップします。

(4)事業者の役割

食料品の加工、流通又は販売に関わる事業者は、市内産農畜産物を積極的に使用するよう努め、本市が推進する「市産市食」及び安全・安心な食の提供や食物残渣等を適正に処理するなどの資源循環型地域社会づくりに取り組みます。

(5)市民の役割

市民は、「市産市食」や農業者等との交流を通じ、農業の持つ特質や価値などの多面的機能に対する理解を自ら深め、生きがいや趣味としての農業への取組、収穫等の農作業の体験や農地保全活動等の地域づくり活動への参加など、様々な形で本市の農業を支えていく支援者としての役割を担っています。

3. 進行管理

- (1) 数値目標を設定し、PDCAサイクルにより検証を行い、着実な成果をめざします。
- (2) 本計画の進捗状況の確認は、策定に携わった「新城市農業振興事業幹事会」（以下「農振幹事会」という。）を随時開催し、推進に向けての事業の具体化や総合的な調整を行います。なお、農業を取り巻く諸情勢の変化に対応するため、農振幹事会の意見を踏まえ、次年度以降の施策・事業に反映していきます。

第7章 資料編

1. 担い手の確保・育成のための各種団体の役割

◆新城市

- ・ 新規就農者及び定年帰農者等の受入に伴う全業務の総括
- ・ 関係部局との調整をサポート
- ・ 各種農業関係補助事業の申請事務等のサポート
- ・ 本市の農地の利用を総合的に考え、効率的な農業経営が行えるよう情報提供
- ・ 労働力の人的確保サポート など

◆新城市農業委員会

- ・ 農地の幹旋、助言、指導
- ・ 農地の権利取得のサポート

◆公益財団法人 農林業公社しんしろ

- ・ 新規就農研修機関
- ・ 就農までの各種サポート
- ・ 農地の幹旋、助言、指導
- ・ 利用権設定などの事務手続き
- ・ 研修者への住居支援
- ・ 労働力の人的確保サポート など

◆愛知東農業協同組合

- ・ 研修者受入農家の情報提供
- ・ 研修者と各生産部会などとの調整
- ・ 農業資材等の相談
- ・ 栽培技術の指導
- ・ 農業経営を進めやすい環境づくりのサポート
- ・ 労働力の人的確保サポート など

◆愛知県新城設楽農林水産事務所農政課

- ・ 各種農業関係補助事業の情報提供及び相談 など

◆愛知県新城設楽農林水産事務所農業改良普及課

- ・ 就農計画の作成支援
- ・ 農業制度資金の借受支援
- ・ 各種農業関係補助事業の申請支援
- ・ 栽培技術、経営指導
- ・ 研修会の開催 など

◆愛知県新城設楽農林水産事務所新城林務課

- ・ 林業関係資金の借受支援
- ・ 各種林業関係補助事業の申請支援
- ・ 栽培技術、経営指導 など

2. SDGs

◆持続可能な開発目標17のゴール

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>■目標1 地球上のあらゆる形の貧困をなくそう</p>	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>■目標2 飢えをなくし、だれもが栄養のある食糧を手に入れられるようにしよう</p>	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>■目標3 だれもが健康で幸せな生活を送れるようにしよう</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>■目標4 だれもが公平に、質のよい教育を受けられるようにしよう</p>	 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>■目標5 男女平等を実現しすべての女性の能力を伸ばし可能性を広げよう</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>■目標6 だれもが安全な水とトイレを利用できるようにしよう</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>■目標7 すべての人が安く、安全で現代的なエネルギーを利用できるようにしよう</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>■目標8 経済成長を進め、だれもが人間らしく生産的な仕事ができるようにしよう</p>	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>■目標9 新しい技術を開発しみんなに役立つ産業化を進めよう</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>■目標10 世界中から人や国の不平等をなくそう</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>■目標11 だれもがずっと安全に暮らせて災害に強いまちをつくらう</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>■目標12 生産者も消費者も環境や健康を守り責任ある行動をとらう</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>■目標13 気候変動から地球を守らう</p>	 <p>14 海の豊かさを守らう</p>	<p>■目標14 海の資源を守り大切に使う</p>	 <p>15 陸の豊かさも守らう</p>	<p>■目標15 陸の豊かさを守り砂漠化を防ぎ多様な生物が生きられるようにしよう</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>■目標16 平和でだれもが受け入れられ、法や制度で守られる社会をつくらう</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>■目標17 世界のすべての人がみんなで協力しあい目標を達成しよう</p>		

3. 用語集

生きがい型農家	本格的に農業経営を行うことより、楽しみと生きがいを求めて農業を行う農家。
稲発酵粗飼料	稲の子実が完熟する前に、子実と茎葉を一体的に収穫・密封し、嫌気的条件下のもとで発酵させた貯蔵飼料。近年、作物が作付けされていない水田の有効活用と飼料自給率の向上に資する飼料生産の形態として注目されている。
インターンシップ	主に学生に就業体験の機会を提供する制度。実際に企業に赴かせ、一定期間、職場体験をさせる制度をいう。
エコファーマー	持続性の高い農業生産方式導入計画を策定し、県知事に認められた農業者をいう。
援農者	農業に従事する形態で、派遣型雇用農業者を援農者と呼ぶ。
援農隊	本市の推奨作物である「いちご」「夏秋トマト」「ほうれんそう」「菌床しいたけ」の農作業の繁忙期における臨時的な労働力として、本市のカリキュラムに沿って登録されるシルバー人材センターの会員。
オペレーター	農業分野においては農業機械類を操作・運転し、農作業委託などを行うなどを指す。
花き・花木	読みは「かき・かぼく」漢字では花卉・花木と書く。花の咲く草と花の咲く木を合せてこう呼ぶ。
環境保全型農業直接支払制度	化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援する制度。
基幹品目	農業生産、販売量が多く、中心的な品目で、本市の場合は、いちご、夏秋トマト、ほうれんそう、茶、柿、ブドウ、さといもなどで、現在、酒米、菌床しいたけを新たに展開中である。
菌床しいたけ	しいたけ菌糸を植えこんだオガ屑栽培によりできたしいたけを、菌床しいたけという。
機構集積協力金	地域の話し合いに基づいて農地中間管理機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人を支援する制度。
グリーンツーリズム	緑豊かな農山村において、文化や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
耕種農家	田畑を耕して種をまき、作物を栽培する農家。
耕作放棄地	農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する意思のない土地」と定義されている統計上の用語。
耕畜連携	畜産農家から耕種農家へ堆肥を供給したり、耕種農家が飼料作物を生産し家畜農家に提供するなど、耕種農家と畜産農家が連携した取組をいう。
自給的農家	経営耕地面積が10a以上30a未満、または10a未満でも年間の農産物販売金額が15万円以上50万円未満の農家をいう。
市産市食	地産地消といわれ、地域で生産されたものを地域内で消費する運動であったものを、新都市内農畜産物を地元の市民に食べてもらえるように供給すること。
集落の営農組織	集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動組織。

循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会のこと。
食育	一人ひとりが食生活に関する様々な知識と食を選択する判断力を身に付けるための学習等の取組みを指します。
食味値	食べ物の旨みを数値化したもの。
食料自給率	国内の食糧消費が、国内の農業生産でどの程度賄えているかを示す指標であり、その示し方については、単純に重量で計算することができる品目別自給率と、食料全体について共通の「ものさし」で単位を揃えることにより計算する総合食料自給率の2種類があります。このうち、総合食料自給率は、熱量で換算する供給熱量ベースと金額で換算する生産額ベースがある。
新城市農業振興事業幹事会	市の農業部門における関係機関（市、県、JA愛知東、農林業公社しんしろ）で組織し、農業及び畜産振興を図るため、関係相互の連絡を密にして地域の活性化を推進することを目的に設置されたもの。
新城設楽地域担い手育成総合支援協議会	新城市、北設楽郡の農業部門における関係機関（市、県、JA愛知東、農林業公社しんしろ、農業委員会、農業経営士会）で組織し、担い手育成推進を目的に設置されたもの。
新規就農者	農業を新規に研修から始める人（新規就農者育成総合対策受給者）のこと。
スーパーL資金	農業経営基盤強化資金の略称。認定農業者を対象に農地取得、施設整備等の長期資金を低利で融通する制度資金。
生分解性マルチフィルム	マルチフィルムとは、作物の根元を覆うフィルムのことで、生分解性マルチフィルムは、土中の微生物により最終的に水と二酸化炭素に分解されるマルチフィルム。
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（農業ICT）を活用して、省力化、精密化や高品質生産を実現するために推進している新たな農業。 （農業ICT：農業分野で活用される「情報」や、その計測や伝達に必要な「機器・機械」や「アプリケーションやシステム」の総称をいう。具体的には、土づくりから作付、収穫・出荷に至る工程や、栽培環境（気象やCO2濃度等を含む）を計測し、その測定結果を蓄積・分析し、栽培環境制御による環境改善、作業工程の効率化、収穫・出荷期の予測、天候予知に伴う対策、トレーサビリティに向けた情報提供などができるようになる仕組み全体を、「農業ICT」と呼んでいる。）
ゾーニング	区分すること。特に、都市計画などで、各地域を用途別に区画すること。
滞在型市民農園	日帰りではなく、滞在を通じて、田舎暮らしを楽しむ市民農園。
堆肥マップ	有機物である敷ワラ（オガコ）等を家畜の糞尿に混ぜ微生物の作用で発酵させたものが堆肥で、ここでは畜産農家と連携を図るため、堆肥の発生場所を表示するもの
地図情報システム	地理情報（位置に関する情報）を作成、加工、管理、分析、共有するための情報技術をいう。農地に関する様々な情報を地図に一元管理する体系。

多面的機能支払制度	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動及び中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する国の事業であり、平成26年6月に、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援を法制化するための「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が成立し、平成27年4月より法制度に基づいた施行とされることとなりました。
中山間地域	平野の周辺部から山間地に至る、まとまった平坦な耕地が少ない地域のことで、国土面積の過半を占めている。農林統計では、全市町村を耕地や林野の割合で、都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域の4区分に分類しており、このうち中間農業地域と山間農業地域を合わせて中山間地域と定めている。
中山間地域等直接支払制度	農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、洪水防止や水源涵養などの多面的機能を確保するために平成12年度から導入された制度。支援を受けるためには、集落で協力して農地などを守る取り決め（集落協定）を作成し、農地周辺の林の下草刈を行うなど、機能を維持・増進する活動を協定参加者全員での取組が必要。
特産鳳来牛	鳳来牛：黒毛和種であり、鳳来牛認定生産農家が、最終肥育地で18ヶ月以上飼育した、肉質等級4等級以上の厳選された上物牛肉。 特産鳳来牛：鳳来牛のうちJA愛知東管内で出生し、認定農家で育成・肥育されたもの。
特定地域づくり事業協同組合制度	人口の急減に直面している地域において、農林水産業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業（マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者に従事する者）に係る労働者派遣事業）を行う事業協同組合を支援する制度です。
土地利用型農業	農地を使った営農方法で、大規模かつ団地的にまとめて利用することで、集約的に行うことができる利点がある。反対に温室など施設利用型農業がある。
トレーサビリティ	主に品質マネージメントシステムにおいて使用される定義。ISO9000:2000においては「考慮の対象となっているものの履歴、適用又は所在を適用できること」と定義されており、具体的には「処理の履歴」「材料及び部品の源」などが挙げられている。トレーサビリティ自体は業界を問わないが、特に食品業界では、狂牛病や鳥インフルエンザなどの騒動もあって、安全性を徹底するため、生産者や生産地のほか、輸送の過程、加工の工程を明記するなど、安心かつ安全な商品の流通に努めることを目的としている。
二地域居住	団塊の世代のリタイアで、都市住民に広がることが予想されている生活様式。都会に暮らす人が、週末や一年のうちの一定期間を農山漁村で暮らすもの。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。
認定農業者制度	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。
農業産出額	農産物の品目別生産量から、二重計上を避けるために、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格を乗じて得た額を合計したもの。

農家民泊	日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在（農山漁村滞在型旅行）のこと。
経営所得安定対策等	平成22年度（旧制度名：農業者個別所得保障制度）から始まった国の制度で、農産物販売価格が生産費を下回っている米などの作物を対象に、その差額を補てんし農業経営の安定と食料の安定確保を図ることを目的とする。また、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフネット対策（ナラシ対策）を実施しています。 さらに、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。
農家人口	農家世帯のうち、満16歳以上の農家世帯人員をいう。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後相当期間（概ね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域。
農業水利施設	農地へのかんがい用水の供給を目的とするかんがい施設と、農地における過剰な地表水の排除を目的とする排水施設に大別される。
農地中間管理機構	高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける公的機関。都道府県に一つずつ設置され、本件でも愛知県農地中間管理機構（愛知県農業振興基金）として平成26年に設立され、農地バンクとしての機能により農地の集約化や耕作放棄地の解消を推進するなどの各種事業を展開している。
農地利用集積	農地を利用するため「所有」、「借入」、「農作業受託」により担い手等に集積することをいう。
農地流動化	農地の売買や貸借を盛んにすることで、機械化が図られ、規模拡大による生産性を高めること。
公益財団法人 農林業公社しんしる	市とJAが出資する法人で、担い手の確保、農作業受委託、農地の貸し借りや耕作放棄地解消の取組など地域農業の振興を図ることを目的に設置された公益財団法人である。
半農半X	半分農業、半分別の仕事=Xを持つ生き方のこと。
販売農家	農業経営面積が30a以上または、販売金額が50万円以上の農家をいう。
PDCAサイクル	Plan（計画策定・実施方針・目標設定）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）の頭文字をとったものです。行政施策や事業の評価にあたって、計画から見直しまでを一環として行い、さらにそれを次の計画・事業に生かそうという手法です。Plan→Do→Check→Action・・・という一連の周期的な流れ（サイクル）によって計画の進行管理を行っていくことから、PDCAサイクルと称しています。
ポジティブリスト制度	食品衛生法によって定められた食品中に残留する農薬等について、一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を禁止する制度をいう。
ブロックローテーション	地域内の水田を数ブロックに区分し、そのブロックごとに転作を行っていく形態。数年ごとに循環するもの。

マルチワーカー	季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者に従事する者
目標地図	各農地の耕作者、管理者を図面化したもの
優良牛	家畜全般に品種、系統が確立されており、また研究による品種改良もされており優れた能力（肉質）をもつものであり、ここでは肉用牛をいう。
優良農地	農地法施行令第11条及び農地法施行規則第40条に規定されている。①概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、②土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地、③傾斜、土地その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地をいう。
6次産業化	農業の生産（第1次）、食品加工（第2次）、流通販売（第3次）を合わせた経営形態として、多角化した経営をいう。例えば、農業のブランド化、消費者への直接販売、農家レストランの経営など

4. 統計表

農家戸数の推移

(単位:戸)

年次	総農家数	専業	第1種兼業	第2種兼業	自給的
1995年	4,194	237	388	2,179	1,390
2000年	3,857	278	213	2,040	1,326
2005年	3,592	282	219	1,556	1,535
2010年	3,332	174	444	1,151	1,563
2015年	2,964	355	144	1,013	1,452
2020年	2,614	124	174	938	1,378

資料:農林業センサス

経営規模別農業経営体数の推移

(単位:戸)

年次	総数	30a未満	~50a	~1ha	~1.5ha	~2ha	2ha以上
1995年	2,804	24	993	1,211	362	116	98
2000年	2,531	16	874	1,110	342	100	89
2005年	2,067	28	680	910	284	79	86
2010年	1,831	72	504	842	234	81	98
2015年	1,557	54	442	688	206	63	104
2020年	1,261	39	340	554	169	57	94

資料:農林業センサス

農業従事者の平均年齢の推移

(単位: 歳)

年次	男女計	男	女
2005 年	58.7	57.3	60.2
2010 年	60.5	59.3	61.8
2015 年	62.5	61.4	63.9
2020 年	64.4	63.2	65.9

資料: 農林業センサス

耕地面積・耕作放棄地面積の推移

(単位: ha)

年次	耕地面積	田耕地面積	畑耕地面積	耕作放棄地面積
2005 年	3,190	1,850	1,340	370
2010 年	2,920	1,660	1,260	597
2015 年	2,850	1,640	1,210	660
2020 年	2,750	1,585	1,165	713

資料: 耕地面積・農林水産省 面積調査

耕作放棄地・農林業センサス(2020 は農林水産省 荒廃農地調査)より

農地の利用集積・集約化の推移

(単位: ha・%)

年次	耕地面積	集積面積	集積率
2017 年	2,830	333	11.8
2018 年	2,790	346	12.4
2019 年	2,770	334	12.1
2020 年	2,750	405	14.7

資料: 農業委員会事務の実施状況等の公表より

農業生産額の推移

(単位:百万円)

年次	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
生産額	8,207	7,292	6,570	約5,000	7,900	5,900

※ 国による市町村別農業生産額の統計調査は、平成18年をもって作成を廃止されていたため、2010年は市農業課推計値であったが、2015年より農林業センサス結果等を用いた新たな推計手法により市町村別農業産出額(推計)を作成し提供しています。

資料:農林業センサス

農業産出額 新城市内ベスト5(令和元年度)

(単位:百万円)

順位	農産物名	産出額
1位	鶏	1,240
2位	野菜	1,050
3位	米	1,040
4位	肉用牛	910
5位	乳用牛	490

資料:農林水産省 市町村別農業産出額(推計)

(農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果)より

気候

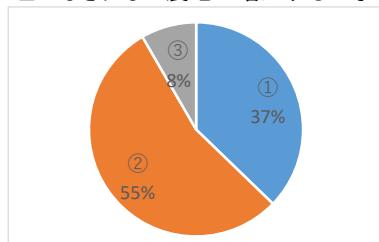
年間平均気温	年間降水量	年間日照時間
15.4℃	1,973mm	2,021 時間

(気象庁メッシュ平年値2010)より

5. 「地域農業の将来に関するアンケート」調査結果

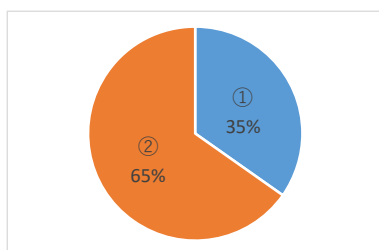
アンケート実施	4,521
アンケート回答	2,495
回答率	55%

問1 新城市では今後、農業者の高齢化の進行や後継者不足等のため耕作や草刈等ができず、適切な維持管理がなされない農地が増加すると考えられますが、それについてどう思いますか。



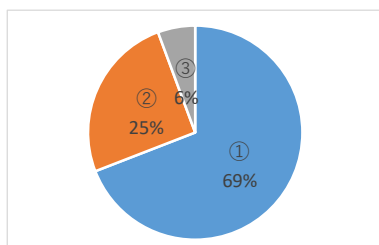
- ①仕方がない
- ②何とかしないとイケない
- ③わからない

問2 あなたの家には耕作や草刈等の管理ができない農地はありますか。



- ①ある ⇒ 田合計 11,706.9 a、畑合計 9,095.7 a
- ②ない ※1a=100㎡≒1畝(せ)

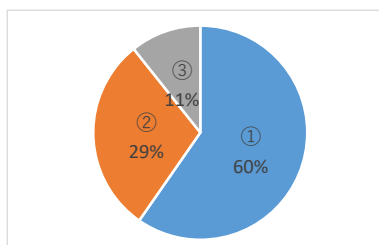
問3 新城市では地域自治区ごとに人・農地プランを作成していますが、人・農地プランをご存じですか。



- ①知らない
- ②言葉だけは聞いたことがある
- ③内容も知っている

(注) 人・農地プランとは、今後の地域農業のあり方や、地域農業の中心となる農業者の将来の展望などを明確にした、地域の農業の「未来の設計図」のことで、地域の農業者等の話し合いを基にして作成されます。

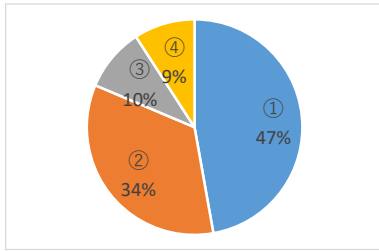
問4 農地バンク(農地中間管理機構)を知っていますか。



- ①知らない
- ②名前だけは聞いたことがある
- ③業務内容も知っている

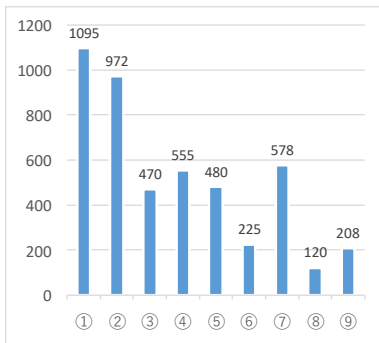
(注) 農地中間管理機構とは公的な機関で、農地所有者と農業経営者の間に立ち、農地の借り受けと貸し出しの仲介を行う「農地の中間的な受け皿」です。愛知県では「公益財団法人愛知県農業振興基金」がその業務を行っています。

問5 あなたの家では先祖代々の農地を守っていききたい(荒らさないようにしたい)と思いますか。



- ①思う
- ②どちらかと言えば思う
- ③思わない
- ④わからない

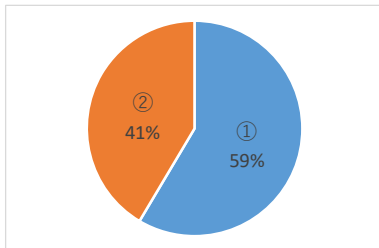
問6 (問5で①又は②と回答したのみ) 農地を守っていくためにはどうしたら良いと思いますか。(複数回答可)



- ①所有者が自らきちんと耕作する
- ②集落内の個人や法人などの担い手農家(規模の大きな農家)に農地を借りてもらう
- ③集落営農を組織し、農業機械等を共同で所有・利用し、集落内の農作業の受委託などに取り組む
- ④集落外の個人や法人などに農地を借りてもらう
- ⑤青年就農者(新たに就農する若い人)に農地を借りてもらう
- ⑥土地改良事業(水田の大区画化や用排水施設・農道の整備)を行い、営農環境を改善する
- ⑦鳥獣被害防止対策を行う
- ⑧その他()
- ⑨わからない

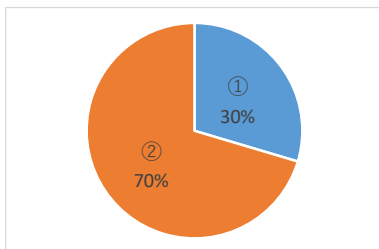
(注)集落営農:1つの集落または複数の集落を単位として組織された営農組合等が中心となり、集落ぐるみで地域全体の農業生産の効率化と所得向上を図り、合理的な農業を展開していく営農形態のこと。

問7 あなたの家では回答者以外の方(家族、従業員等)が農作業の手伝いをすることがありますか。



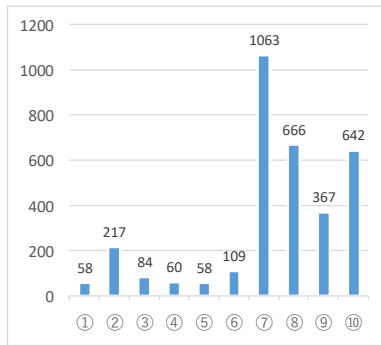
- ①ある
- ②ない

問8 あなたの家に後継者はいますか。



- ①後継者の目途がついている ⇒ 息子 493 人
娘 31 人
孫 9 人
その他 1 人
- ②後継者の目途はついていない
未回答 167 人

問9 あなたの家の農業経営を、5～10年後はどのようにしたいと考えますか。(複数回答可)



- ①農地を借りる等することにより、今よりも農業の経営規模を拡大したい
- ②生産コスト(資材費や人件費等)を低く抑えることに取り組みたい
- ③農業経営の複合化(例:水稲以外に露地野菜の栽培を始めるなど)に取り組みたい
- ④個人経営から法人経営に移行したい
- ⑤6次産業化(生産+加工+販売)に取り組みたい
- ⑥付加価値の高い作物(例:酒米やブランド品種等)の栽培に取り組みたい
- ⑦現状維持を続けたい
- ⑧農地を貸したい
- ⑨農業経営規模を縮小したい
- ⑩農地を売るあるいは譲るなどして農業をやめたい

(注)法人経営:農業経営を会社形態にする

(注)6次産業化:農作物の生産・加工・販売を一体的に進め、新たな付加価値を生み出す取り組み

問10(問9で①、⑧、⑨に○を付けた方のみ) 現在と5～10年後の耕作(予定)面積をご記入ください。

【拡大予定】

田 33 人
畑 19 人

田 7,270 a
畑 1,521 a

※1a=100m²≒1畝(せ)

【縮小予定】

田 401 人
畑 350 人

田 12,924 a
畑 7,233 a

6. 「食育に関するアンケート」調査結果

<食育アンケート結果から抜粋>

設問： あなたは「食の安全」について関心がありますか？

	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 28 年度	令和 3 年度
非常にある	31.6%	25.1%	23.4%	20.1%
ある	52.4%	58.4%	52.0%	48.2%
少しはある	14.2%	15.7%	20.0%	25.8%
ない	1.2%	0.5%	4.2%	5.8%
無回答	0.6%	0.4%	0.4%	0%

※設問： 農産物をスーパーや産地直売所(産直所)で購入する際、地元(市内や県内)で生産されたものを購入しますか？

	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 28 年度	令和3年度
よく購入する	41.6%	43.2%	35.4%	39.3%
ときどき購入する	39.3%	41.0%	37.8%	43.9%
あまり購入しない	2.9%	2.6%	3.8%	3.5%
あまり意識していない	13.6%	11.6%	19.6%	12.4%
購入しない	0.3%	0.7%	1.7%	0.7%
無回答	2.3%	0.9%	1.7%	0.3%

7. 認定農業者の状況

2021年3月現在(単位:人/%)

営農類型		認定農業者数	構成比
単一経営	水田作	20	24
	施設花卉	3	4
	露地野菜	2	3
	茶	3	4
	施設野菜	20	24
	畜産	33	40
	松きのこ	1	1
	小計	82	100
複合経営	水田+施設野菜	1	7
	水田+露地野菜	1	7
	水田+露地野菜+施設野菜	3	19
	水田+露地野菜+施設野菜+果樹	1	7
	水田+施設野菜+菌床しいたけ	2	13
	水田+畜産	1	7
	水田+菌床しいたけ	1	7
	施設野菜+果樹	2	13
	施設野菜+露地野菜	2	13
	茶+菌床しいたけ	1	7
	小計	15	100
合計		97	—

8. 鳥獣被害

表1 被害状況(被害状況アンケート結果より出典)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
被害面積	13,713a	9,531a	5,725a	5,549a	2,212a
被害金額	22,091 千円	14,936 千円	10,525 千円	5,249 千円	3,709 千円
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
被害面積	2,444a	2,690a	3,853a	3,291a	2,185a
被害金額	3,760 千円	4,460 千円	7,271 千円	7,085 千円	5,245 千円

表2 新城市猟友会会員数推移(猟友会資料より出典)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
会員数	166 名	168 名	177 名	183 名	193 名
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
会員数	201 名	203 名	211 名	209 名	205 名

表3 防除柵等設置補助推移(市補助実績より出典)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
補助件数	242 件	150 件	99 件	116 件	92 件
補助額	8,219 千円	5,109 千円	3,066 千円	3,351 千円	2,922 千円
設置面積	652,226 m ²	373,388 m ²	186,936 m ²	156,178 m ²	184,538 m ²
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助件数	63 件	55 件	72 件	69 件	62 件
補助額	1,835 千円	1,438 千円	2,109 千円	2,067 千円	1,926 千円
設置面積	85,981 m ²	83,516 m ²	121,954 m ²	124,882 m ²	106,746 m ²

表4 捕獲頭数推移(有害捕獲、狩猟捕獲含む捕獲報告より集計)

(頭・羽)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
サル	121	252	115	120	140
イノシシ	712	1,195	910	1,374	966
シカ	429	494	641	766	824
アライグマ	3	7	4	16	7
ハクビシン	54	132	85	130	79
ノウサギ	11	12	3	3	2
カワウ	61	108	103	196	86
アオサギ	18	54	23	19	9
ヒヨドリ	34	106	13	9	0
カラス	117	218	78	72	45
キジバト	90	113	8	3	2
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
サル	132	96	132	144	82
イノシシ	918	1,022	1,171	1,005	252
シカ	958	983	761	1,059	1,319
アライグマ	19	35	45	88	86
ハクビシン	87	117	195	130	172
ノウサギ	6	4	4	1	3
ヌートリア	0	2	8	0	16
タヌキ	令和 2 年度から有害有害捕獲に追加				138
アナグマ					61
カワウ	74	174	54	106	87
アオサギ	36	95	60	32	18
ヒヨドリ	0	11	15	4	6
カラス	123	139	105	97	90
キジバト	2	51	72	29	12
スズメ	0	0	0	2	3

第3次新城市農業基本計画

令和4年3月策定

発行者 新城市

編集 新城市産業振興部農業課

〒441-1392 愛知県新城市字東入船1 1 5番地

TEL 0536-23-7632 FAX 0536-23-7047

e-mail noushin@city.shinshiro.lg.jp

URL <https://www.city.shinshiro.lg.jp>